

死刑執行にかかる会長声明

平成25年9月12日、東京拘置所において、1名に対する死刑の執行が行われた。当会はこれに対し、強く抗議をする。

言うまでもなく死刑は、最も基本的な人権である生命に対する権利を否定する究極の刑罰である。ひとたび執行されてしまえば、誤判に基づき死刑判決がなされた場合には取り返しがない。

とくに本件は、一審で無期懲役判決であったものが、控訴審で死刑判決となったものである。裁判官の間でも、死刑相当か否か意見が分かれた案件であり、これに対して安易に執行がなされたことは、極めて遺憾である。

日本弁護士連合会は、本年2月12日、谷垣法務大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める要請書」を提出し、死刑制度とその運用に関する情報を広く公開し、死刑制度に関する世界の情勢について調査のうえ、調査結果と議論に基づき、今後の死刑制度の在り方について結論を出すこと、そのような議論が尽くされるまでの間、すべての死刑の執行を停止することを改めて求めたところであった。

当会も、再三にわたり、政府に対し、死刑に関する全社会的議論が尽くされるまでの間、死刑執行を停止するよう求めてきた。

しかし、死刑制度そのものの存廃についての公の議論は何ら行われないうままであり、全社会的議論が尽くされているような状況にはない。

このような状況のもとで、本年2月21日（3名）、4月26日（2名）に続き、連続して死刑を執行したことは極めて遺憾な事態であり、今回の執行は到底容認できない。

当会は、今回の死刑執行に対し強く抗議の意思を表明するとともに、政府が死刑に関する情報を広く国民に公開し、有識者会議を設置するなどの方策をとることによって、死刑に関する全社会的議論が尽くされるまでの間、死刑執行を停止するよう強く要請する。

2013（平成25）年10月2日

宮崎県弁護士会
会長 西田隆二